令和5年度現任介護職員等養成支援委託事業 公募型プロポーザル審査要領

現任介護職員等養成支援委託事業のプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定めます。

- 1 審査の対象となる事業者
 - 審査は、次の(1)及び(2)のいずれも満たす事業者を対象に行います。
 - (1)「現任介護職員等養成支援委託事業公募型プロポーザル募集要領」に規定する 資格要件を満たす参加者
 - (2) 別途定める「現任介護職員等養成支援委託事業公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に規定する期限内に、必要なすべての書類を適正に作成し、提出した参加者
- 2 審査の項目及び点数

審査の項目は別紙「審査基準」のとおりとし、配点は次のとおりとします。

(1) 実施体制	10 点
(2) 事業の周知について	10 点
(3)派遣申請書(研修計画書)の審査について	10 点
(4) 代替職員の派遣(募集・選考・派遣)について	25 点
(5) 労務管理について	10 点
(6) 進行管理について	10 点
(7) 事業実績	15 点
(8)参考見積	10 点

3 審査の方法

- (1)審査委員会では、参加者から提出された書類とプレゼンテーションに対して審査を行います。
- (2) 各審査委員は、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、 候補者と次点者を選定します。
- (4)審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、参考見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目		審査の視点	評点	備考
実施体制		事業が適正かつ効率的に行われる体制が取ら れているか。	10	
実施方法	事業の周知	事業の内容、スケジュール等を県内の施設・事 業所に十分周知できるか。	10	
	派遣申請書(研修計 画書)の審査	施設・事業所から提出された派遣申請書を迅速かつ正確に審査できるか。	10	
	代替職員の派遣 (募集・選考・ 派遣) の実施内容	・県下的な派遣 ・適格者を確保するための公募、選考 ・登録者と事業者のマッチング ・効果的な派遣 上記について適正に行えるのか。	25	
	労務管理	労働者派遣法に基づく労務管理が適正に行われるか。	10	
	進行管理	全体の進行管理が適正に行われるか。	10	
事業実績	実績	介護職員の派遣について十分な実績があるか。	15	
参考見積	代替職員 派遣内訳	実施内容に対し、十分に費用対効果に配慮した	5	
	運営費 (派遣会社経費)	経費が算定されているか。	5	